## 令和6年度第1回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会会議概要

**1 開催日時** 令和 6 年 5 月 24 日 (金) 18 時 30 分~19 時 30 分

2 開催場所 青森市福祉増進センター (しあわせプラザ) 3階 大会議室

3 出席委員 天間美由紀委員、佐藤洋子委員、大友啓文委員、 北山麻里委員、木津谷春樹委員、清水和秀委員、 町田徳子委員 《計7名》

4 欠席委員 秋田谷洋子委員、舘山尚委員

5 事務局 福祉部長 岸田耕司 福祉部次長 白戸高史 子育て支援課長 泉澤豊 子育て支援課副参事 向中野葉子 主幹 細田賢、坂本亮、石澤望美、小豆畑洋、花田和俊 主事 佐藤桃香 保健部あおもり親子はぐくみプラザ 所長 斉藤麻里 《計 11 名》

# 6 会議次第

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 議事 (仮称) 青森市子ども総合プランの骨子(案) について
- 4 閉会

### 7 会議概要

#### 3 議事

(仮称) 青森市子ども総合プランの骨子(案) について

#### 事務局から資料1について説明

## 質疑・意見

- ○委員 「(仮称) 青森市子ども総合プラン」は今年度中に策定するということでよいか、また、「青森市子どもの権利の保障に関する行動計画(アクションプラン)」はいつ策定するのか。
- ●事務局 「(仮称) 青森市子ども総合プラン」は、令和6年の10月を目途に策定 することを考えている。「青森市子どもの権利の保障に関する行動計画(ア クションプラン)」も同じ時期となる。
- ○委員 資料1の「2 国の動向」に、児童福祉法の改正として「包括的な支援を 行うこども家庭センターの設置の努力義務化」、「地域子育て相談機関の整 備等の努力義務化」とあるが、これらは整備されているか。また、整備さ れていないのであれば、「(仮称) 青森市子ども総合プラン」のどこかに盛 り込まれるのか。
- ●事務局 本市では、令和2年度に開設した親子はぐくみプラザにおいて、開設当初から児童福祉と母子保健を一体的に行っている。こども家庭センターについては、今年4月からは当該施設に統括支援員を配置し、既に設置済みである。地域子育て相談機関の整備については、今後検討することとしている。
- ○委員 不登校の子どもが非常に増えてきているため、教育委員会と連携し、取りこぼさないように支援していただきたい。そのためにも地域子育て相談機関を早めに整備してほしい。
- ○委員 不登校対策について、学校現場では、ボランティア活動に力を入れて取り組んでおり、活動を通じて児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育む機会を増やしている。今後も教育委員会と学校とが連携して、不登校対策に取り組んでいきたい。

- ○委員 骨子(案)が示されたが、これから細かい事業等が位置付けられていく ということでよいか。
- ●事務局 そのようになる。今回の策定に当たっては、現行の文章主体の記載を見 直し、主な事業や取組などを個別に記載し、委員や市民に対してわかりや すい計画にしたいと考えている。
- ○委員 事業等の内容についても、本分科会で検討することになるのか。
- ●事務局 骨子(案)に基づいて、今後、施策内容を記載した素案(案)を事務局 で作成し、本分科会で審議していただくこととなる。
- ○委員 青森市では特に経済的負担の軽減が子育てする家庭にとって最も大事な 事柄になってくると考えている。2歳児のいる方の負担軽減や高校生の医療 費無償化については市が実施するとしており、市としても次元の異なる少 子化対策を進めていただきたい。
- ○委員 医療的ケア児についてもプランに盛り込むということでよいか。
- ●事務局 医療的ケア児等への支援として盛り込んでいく。
- ○委員 アンケート調査結果で、乳幼児の保護者が、現在通っている施設に対し て感じていることの第1位が「子どもの様子の伝達」であったことは現場 の方にも情報提供していきたい。
- ○委員 アンケート調査結果から、児童生徒の子どもの権利の認知度が非常に高くなっていることが伺える。小・中学校において、子どもの権利について学習する機会を設けるなどの取組がこの結果につながっていると思う。
- ○委員 骨子(案)に「ヤングケアラーへの支援」とあるが、ヤングケアラーの 早期発見に資するような取組はあるのか。
- ●事務局 昨年度から、教職員や民生委員・児童委員、介護や障がい者施設の関係 者、地域包括支援センターの方々に対し、ヤングケアラーに関する研修会 を開催している。

- ○委員 ヤングケアラーの定義はあるのか。
- ●事務局 国でも明確に定義はしていない<sup>※</sup>。(令和6年5月24日時点) ※子ども・若者育成支援推進法等の改正(令和6年6月12日施行)により、ヤングケアラーについては、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義された。
- ○委員 ソーシャルワーカーや市町村の保健師等がヤングケアラーの早期発見に 資する情報を持っていると思う。
- ○委員 アンケート調査の回収率が上がっているが、これは今回からWEB回答 も可能としたためか。
- ●事務局 調査票(紙)による回答が半分以上である。
- ○委員 WEB回答では、どの対象者からの回答が一番多いか。
- ●事務局 小学生の保護者からの回答が一番多い。
- ○委員 令和6年2月から、市ホームページにおいて、子ども・若者の意見を随時募集する取組を開始しているが、市ホームページだけではなく、子どもが多く集まる公共施設などに子ども・若者の意見を投函できるボックスなどを設置すれば、より広く意見を募集できるのではないかと思う。